

小中学校通級指導教室の実態に応じた個別の教育支援計画の活用と 通級による指導の今日的な課題

—通級による指導に関わる教員への面接調査を通して—

北 浦 郁 乃 (愛知県立佐織特別支援学校)

吉 岡 恒 生 (愛知教育大学特別支援教育講座)

要約 平成5年度に法制化された通級による指導を受ける児童及び生徒の数は、当初の12,259人から増加の一途を辿っている。また、平成30年の学校教育法施行規則改正により、通級による指導を受ける児童生徒全員に個別の教育支援計画を作成することとなった。こうした通級指導教室の規模の拡大や、個に応じた指導の充実が求められている状況を踏まえ、本研究では個別の教育支援計画の活用に向けての課題と通級による指導の具体的な課題を明らかにすることを目的とした調査を行った。A県B市の小中学校通級指導教室担当教員への質問紙調査及び県内5市の通級指導教室担当教員への面接調査の結果から、「個別の教育支援計画の作成及び活用」「通級による指導の連携」「通級による指導」をめぐる人材育成の三観点において現状の課題と今後必要な取り組みについて検討した。

キーワード：通級指導教室 個別の教育支援計画 連携 人材育成

1. 問題および目的

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別の場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うものである。学校教育法施行規則第140条及び第141条を根拠規定としており、平成5年に出された文部省告示第7号(学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件)をもって法制化された。

また、個別の教育支援計画に関しては、小学校学習指導要領解説総則編(平成29年7月,113p)に、

「平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。」と示されている。

そして、平成30年8月省令の公布・施行により通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画作成が法制化されたことと軌を一にして、平成29年から30年の学習指導要領の改訂では以下のように個別の教育支援計画の活用による個に応じた指導の充実が掲げられている。

「特に、特別支援学級に在籍する児童(生徒)や通級による指導を受ける児童(生徒)については、個々の児童(生徒)の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用するものとする」(第1章第4の2の(1)のエ、下線筆者)

学校教育法や学習指導要領の改正・改訂を受け、また通級における指導を受ける児童生徒数が年々増加し、初めて担当する教員も増加していく現状を踏まえ、通級による指導を受ける児童生徒への指導をより充実させるために、文部科学省は令和2年3月に『初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド』を作成した。ガイドでは、個別の教育支援計画を「願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツール」であるとしている。

ここまで、通級による指導の概要と個別の教育支援計画の理念についてまとめた。しかし、通級による指導を受ける児童生徒数が急増し、通級指導教室の規模が拡大している状況のなか、課題もまた多く生まれている。

藤井(2015)は、通常の学級担任との連携の困難さを課題として挙げ、また、通級に関する論文の中で、「連携」に関する論文や「研修」に関する論文数が少ないこと、通級指導教室担当教員には「多様な関係者との連携の関係性の構築」という専門性が求められていることを明らかにした。藤川ら¹(2015)は、自校通級と他校通級^{*1}に焦点を当て、他校通級において検討会やケース会等を設定することが難しいこと、校内体制の構築にとどまらず地域における通級による指導のシステムの構築を行うことを課題として挙げている。また、藤川ら²(2015)は、通級指導教室担当教員の経験年数と職務満足感に焦点を当て、経験年数の短い教員では通級による指導における「仕事の自己完結性」と「先輩・同僚から伝えられる評価」が職務満足感に影響を及ぼしていること、経験年数の長い教員では「仕事の自己完結性」が職務満足感に影響を及ぼしていることを示唆した。宮寺ら(2018)は、通級指導教室の教育課程に

関わる課題として、目標に応じた効果的な指導形態(個別指導及び小集団指導)の選択、小集団指導ができる人員の配置を行うことを挙げている。そして、通級による指導では、①実態把握 ②指導目標の決定 ③指導内容・方法の選定 ④指導時間の設定 ⑤指導の評価の5つが重要だとし、個別の教育支援計画はそれらに大きく関連すると述べている。その上で課題として、児童及び生徒の在籍校との連携や協働を促すツールとして個別の教育支援計画が機能するための様式や作成方法が整っていることを挙げている。さらに石田ら(2019)は、小・中学校、特別支援学校、高等学校を含めた一貫性そして連続性のある多様な学びの場を保障することが求められ、関係機関の連携の在り方についても今後の課題となると述べている。

*1 自校通級と他校通級…自校通級とは、児童及び生徒の在籍する学校に通級指導教室が設置されており、校内にある通級指導教室に通う形態を指す。他校通級は、児童及び生徒の在籍する学校に通級指導教室が設置されておらず、保護者の送迎で学区外の学校に設置されている通級指導教室に通う形態を指す。

文部科学省が近年になって『通級による指導を初めて担当する教員向けのガイド』を作成したことや、通級による指導を受ける児童生徒全員に個別の教育支援計画を作成することとなったことを踏まえると、通級による指導の重要性は高まっており、今後更なる充実が求められるであろう。しかし、ここまで取り上げてきた課題だけでは現場の声を十分に反映しているとは言い難い。さらに、通級による指導を受ける児童及び生徒全員に個別の教育支援計画を作成することとなったことを受け、現場で適切な対応がなされているかという点はまだ明らかにされていない部分である。

そこで本研究では、個別の教育支援計画の効果的な活用に向けての課題と通級による指導のより具体的な課題を明らかにし、改善策を模索することを目的とし、質問紙調査及び面接調査を行うものとする。

II. 方法

II -1. 予備調査1 A 県総合教育センター訪問

令和2年2月、A 県における通級による指導の現状全般を把握するため、A 県総合教育センター指導主事のもとを訪問した。面接調査や質問紙調査等の形式にはせず、A 県の動向などについて指導主事の実感を交えた話を聞くという形で行った。

II -2. 予備調査2 質問紙調査

令和2年8月にA 県B 市の小学校及び中学校勤務の通級指導教室担当教員27名に電子メールによって質問紙を送り、直接筆者に回答を返信してもらう形式で質問紙調査を行った(有効回答数12)。主な質問項目は表1の通りである。

表1 質問紙調査質問項目

- ・対象者の属性(年代、働き方等)
- ・通級による指導を受ける児童及び生徒の個別の教育支援計画作成への携わり方及び、どの立場の教員が計画の主となる作成者の役割として適しているか。
- ・通級による指導の課題や現状上手くしている指導方法、働きかけ、その他の意見。

II -3. 面接調査

2つの予備調査の結果を踏まえ、本調査としてA 県内のB～Fの5つの市で勤務する通級指導教室担当教員(長年通級指導教室を担当し現在は退職している教員を含む)へ面接調査を行った。対象者は、表2の通りである。

表2 面接調査対象者

市	性別	年代	通級指導教室経験	勤務校種	指導形態
B	男	60代以上	10年以上	小中	自・巡*2
C	女	60代以上	10年以上	小	自
D	女	50代	6年	小	自・巡
E	女	30代	1年	小	自・巡
F	女	60代以上	10年以上	小中	自・巡

*2 巡～巡回、つまり教員による各学校への訪問通級を指す。

5名への調査結果をまとめた上で総括として、予備調査1で話を聞いたA 県総合教育センター指導主事に再度面接調査を行った。なお、調査を行う教員の勤務する市が一つの地区に偏ってしまわないように、A 県内の3つの地区の教員を調査対象とした。通級指導教室担当教員、A 県総合教育センター指導主事への主な質問項目は表3及び表4に示した。

表3 通級指導教室担当教員への主な質問項目

- ・通常の学級との連携はどのように行っているか。
- ・現状の通級指導教室の成果と課題。
- ・通級による指導を受ける児童及び生徒の個別の教育支援計画作成にはどのように携わっているか。
- ・個別の教育支援計画の意義。

表4 A 県総合教育センター指導主事への主な質問項目

- ・B～F市の面接調査まとめ資料を読んだ率直な感想及び意見。
- ・個別の教育支援計画の意義や役割。
- ・今後個別の教育支援計画がさらに通級指導教室の実態に沿うようなものになっていくために必要なこと。

III. 結果

III -1. 予備調査1 A 県総合教育センター訪問

この調査では、質問紙調査及び面接調査を行う前段階として、通級による指導の現状に関して指導主事の実感を交えた話を聞いた。主事の実感として、以下の点が挙げられた。

- ・働き方として、再任用の形態で働く教員が通級によ

る指導を担当している割合が多い。

・個別の教育支援計画の作成は市町村もしくは学校ごと、状況によって異なり、計画の作成は市町村教育委員会が主導する。そのため、“誰が”作成するとは決めにくい問題である。実際の作成者や計画の書式として用いているものに関しては調べる必要があると考えられる。

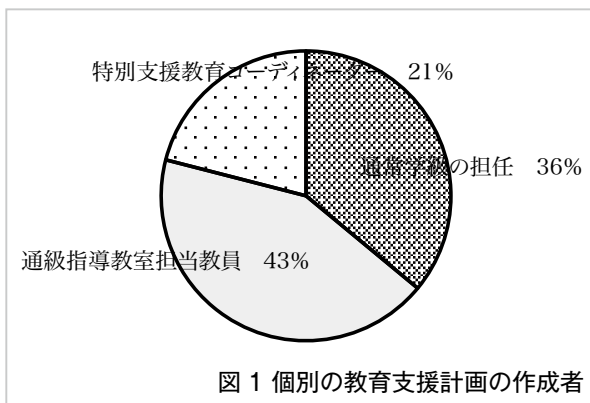
III -2. 予備調査 2 質問紙調査

「対象者の属性」では、性別、年代、特別支援教育経験年数、現在の働き方、現在の勤務校種、指導形態の 6 項目を設定したが、年代及び働き方の項目では以下の結果が得られた。

(1) 年代：60 代が 100%

(2) 働き方：再任用 11 名、臨時的任用教諭 1 名→定年退職者 100%

また、「個別の教育支援計画の主たる作成者として適している立場」では、図 1 のような結果が得られた。



文部科学省が 2017 年に示したガイドライン（『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～』）では、個別の教育支援計画の作成に関して通常の学級担任の役割を「特別支援教育コーディネーターと連携し、計画作成の中心を担うこと。」としている。その一方で質問紙調査では上図のように通級指導教室担当教員の割合が最も高かった。

その理由として、以下の記述が得られた。

・現実的に通級指導教室に来る子どもは通級指導教室担当教員がみているので、子どもの実態把握から考えると通級指導教室担当教員が作成する方が効率の良いやり方であると考えられるため。

・制度的には通常学級の担任であり、通常学級の担任と通級指導教室担当教員、特別支援教育コーディネーターが共同で作成するものであるが、実際は通級指導教室担当教員である自分が主導しているため。

III -3. 面接調査

(1) 個別の教育支援計画の作成及び活用

(1)-1 個別の教育支援計画作成について

A 県内の B～F の 5 市の教員 5 名に対し、質問紙調査と同様に個別の教育支援計画の作成への携わり方を尋ねた結果、それぞれ以下の回答が得られた。

・表 5 個別の教育支援計画の作成への携わり方

B：自身が通級指導教室担当教員と特別支援教育コーディネーターを兼任しているため、個別の教育支援計画作成を中心となっていて行っている。

C：通常学級の担任が個別の教育支援計画を作成しているため、情報共有や計画内の一部を記述している。

D：通級指導教室担当教員や特別支援教育コーディネーターも関わりながら作成しているが、個別の教育支援計画の主となる作成者は通常学級の担任であり、作成された計画に沿って実際の指導を行っている。

E：E 市では、通級指導教室用の個別の指導計画が通常の個別の教育支援計画及び個別の指導計画とは別に存在する。個別の教育支援計画の作成は通常学級の担任が行い、通級指導教室用の個別の指導計画の作成を通級指導教室担当教員が担っている。

F：個別の教育支援計画作成の基本的な指針は通級指導教室担当教員が主導権を握って進めていくべきであり、これまでそのような計画の作成を進めてきた。

質問紙調査と同様に、計画の作成者は“本来的に”通常学級の担任であるという意見においては 5 人とも共通していた。しかし、通常学級の担任が多忙であることや教員経験及び特別支援教育への理解などに差があることなどから、通級指導教室担当教員が主導せざるを得ない状況が存在していることが分かった。

(1)-2 個別の教育支援計画の活用について

次に、個別の教育支援計画の活用に関して表 6 のように回答を得た。

・表 6 個別の教育支援計画の活用

B：学校段階が上がる際の学校間の引継ぎには、本来 WISC の結果やそれに対する医療機関・相談機関の所見、保護者会等で通級指導教室担当教員が書き留めたもの、服用している薬などの情報が共有されることが重要である。しかし、個別の教育支援計画が公文書化^{*3}されたことにより決められた様式のみを引き継ぐことになり、伝えるべき情報が伝えきれない、伝えるには通級指導教室担当教員などがそれぞれ現場で工夫を凝らさなければならない、という状況が生まれている。
*3 個別の教育支援計画の公文書化…個別の教育支援計画を特別支援学級在籍児童及び生徒と通級による指導を受ける児童及び生徒全員に作成することが通知され

た「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成30年8月27日)では、個別の教育支援計画の保管に関して以下の記事がある。この記述をもって、個別の教育支援計画は公文書として扱われることとなった。

「第3 留意事項5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報情報が漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規定に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。」

C: 個別の教育支援計画を作成することの必要性は感じているが、子どもの状況は日々変化していくため、計画が形式的・固定的なものとなっている状況では、実際の指導に役立てる観点では活用しづらい。

D: D市では個別の教育支援計画に加えて、一年ごとの計画を新たに作成することとなった。本人の様子や今年度の目標を記述するという個別の教育支援計画的な要素をもちつつ、一年という短い期間の中でどのように指導を行っていくかということ具体的に記していくという形を採用した。現状の個別の教育支援計画も活用できないわけではないが、そのまま実際の指導に役立てようと思うと現段階では活用しづらく、このような一年ごとの計画などがあって両方使った方がより良いと考えている。

E: 通常学級の担任などと計画を共有して、今後“こういうことをやっていこう”という確認を個別の教育支援計画に立ち返って行っている。子どもの様子も変容するので、臨機応変に対応するための土台の部分として活用はしているが、現状活発な活用はされていないように感じる。

F: 本来、個別の教育支援計画は活用されるべきものだが、計画を作成する際に保護者に“個別の教育支援計画を作るとこんなに良いですよ”と説明するものがなく、保護者にとっても作成することの利点を感じづらいものになっている。

以上のような回答から、個別の教育支援計画の活用に関して、現状ではなかなか活用がしにくく、活用するためには通級による指導に携わる各教員の工夫が必要なものとなっていると考えられる。

(2) 通級による指導の今日的な課題

次に、現状の通級による指導の課題に関して質問し、表7のような回答が得られた。

・表7 通級による指導の課題

B: ①通級による指導を担う人材に関して

教員の人員不足という要因が大きく、B市では通級指導教室担当教員が全員再任用の教員になった。ただ、通級による指導は個別指導の形態であるため、これまで通常の学級の担任を経験してきた教員であれば指導自体は特別支援教育の経験がなくても行える。現状から言えば通級指導教室は今の形で成り立っているため、次の指導を担っていく若い教員、新しい正規の教員が補給されない。

②研修に関して

①で、B市の通級指導教室の状況を挙げたが、勤務体制もハーフ(再任用短時間勤務)の形になって時間的に足りなかったり、再任用になって初めて通級指導教室を担当することになったりするなか、研修意欲の面では厳しい現状がある。また、興味をもって研修を受けたいと考える先生がいても、自治体内で現場の先生の疑問や悩みに答えられる先生が現状のままだと段々減っていき、研修を行いたくても行えない状況であると言える。さらに言えば、社会的に“通級は大切だ”という声が高まっている、通級による指導に関する研究が進んでいるのかという点に関しては、疑問を感じている。

C: 現在は通級による指導に関わる人も増えて、再任用という働き方で指導に当たる先生もいる。その中で、自分から“これは面白い”と興味をもって学ぶ人もいるが、教員としての経験はあっても自分の経験値だけで指導に当たっていることもある。自ら研修に臨んでいくことも必要である。

D: アセスメントの面で課題があると思う。やはり通級指導教室の運営は通級指導教室担当教員にかなり任されており、実際の指導で分からないことがあっても何をすればよいかを聞ける人がいない。“教える”ということに関しては長けていても、“この子に合った指導方法・内容はどれなのか”という選択をするアセスメントに関しては経験が不足している。通級による指導のなかで子どもを前にして行えるアセスメントの方法がきちんと確立されていると現場の教員にとってありがたいと思う。

E: E市では、通級による指導を担うベテランの教員がとて少なく、通級による指導を担当して10年目以下の教員や若手の教員がとて多い。通級による指導の良さや必要性がもう少し浸透していけば、人材の確保や経験のある教員が引き続き通級による指導を担うことに繋がっていくのではないかと考える。

F: ①指導に対する意欲に関して

通級による指導の意味や必要性は必ずある。しかし、通級指導教室担当教員自身がその意味や必要性をどれだけ正しく理解し、意欲をもって指導に臨んでいるか、という専門性や通級による指導

への情熱の面では課題がある。

②通級による指導の評価に関して

通常の学級を担任する人材がそもそも不足しているという要因が大きく、通級による指導を評価する人がいない状況がある。管理職であっても一般的な指導になってしまい、通級による指導を専門的に指導・評価していく人がいない状況がある。

回答から、通級による指導の今日的な課題として、
・通級指導教室担当教員への研修の機会、特に初めて通級による指導を担当する教員への研修の機会の必要性。

- ・通級指導教室担当教員の連携の必要性。
- ・通級による指導を担う人材の育成の必要性。

の三点が挙げられる。

IV. 考察

「Ⅲ. 結果」において、個別の教育支援計画の活用や通級指導教室の現状の課題についてまとめた。本章では、結果を踏まえ、「1. 「通級による指導」における個別の教育支援計画の作成と活用について」「2. 「連携」というキーワードから見た通級による指導」「3. 「通級による指導」をめぐる人材育成」の3つの視点から通級による指導について総合的に考察していく。

IV-1 「通級による指導」における個別の教育支援計画の作成と活用について

文部科学省が発行した『初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド』や『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性のある段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～』では、通級による指導を受ける児童生徒の個別の教育支援計画を中心となって作成する役割を担う立場は通常学級の担任であるとされている。

しかし、「Ⅲ. 結果」の図1に示したように、A県B市を対象とした質問紙調査では、個別の教育支援計画の主となる作成者として通級指導教室担当教員が適していると回答した教員が最も多くの割合を占めた。また、面接調査では表5に示したように、通級指導教室担当教員が自ら計画作成を中心となって行っている自治体と通常の学級の担任が計画を中心となって作成している自治体が同県内でも混在していることが分かった。ただ、個別の教育支援計画を本来的に中心となって作成する立場の教員は児童及び生徒が在籍する通常学級の担任であるという点において、面接調査を行った5名全員の意見が一致していた。

このような結果が得られた背景には、二つの要因があると考えられる。一つ目に、通常学級の担任が多忙であることから、なかなか個別の教育支援計画作成に

まで手が回らないという教員の働き方改革にからんだ時間の面での要因が挙げられる。二つ目に、「そもそも通級による指導がどのようなものなのか」「通級による指導を受ける児童及び生徒の特性や支援の方法にはどのようなものがあるのか」など、特別支援教育に関する理解には同じ教員であっても差があるという要因である。これらの要因により、本来的には通常学級の担任が個別の教育支援計画作成を中心的に担うべきであることは理解しつつも通級指導教室担当教員が計画の作成を主導せざるを得ない状況が存在しているのではないかと考えられる。

個別の教育支援計画の活用に関しては、面接調査において、現状では使いにくいものになっている要因として、以下の点が挙げられた。

・個別の教育支援計画が公文書化されたことにより、上の学校に引き継ぐという観点で考えると、本来引き継ぐべき情報を伝えるには通級指導教室担当教員独自の工夫が必要となってしまうこと。

・子どもの状況は日々変化していくため、個別の教育支援計画が形式的・固定的なものとなっている状況では実際の指導に役立てる観点では活用がしづらいこと。

・通級による指導を受ける子ども達にとって個別の教育支援計画を作成することの意義や役割が保護者や教員間で浸透していない状況があること。

通級による指導を受ける児童及び生徒にとってもその保護者にとっても、個別の教育支援計画はその子の今の生活と将来の生活を継続的に支えていくものである。個別の教育支援計画がその役割を果たし、より通級による指導を受ける児童及び生徒にとって役立つものになるためには、以下の二つの取り組みが必要であろう。

①通級による指導を受ける児童及び生徒にとっての個別の教育支援計画作成の意義や方法、実際の活用についてより具体的に現場の教員や保護者が知る機会を設けること。

②通級による指導を受ける児童及び生徒の実態を捉え、その子の将来を見据えて力を伸ばしていくために必要な情報を選択し、引継ぎの場や各機関との連携の場で適切に伝えることができる力を、通級指導教室担当教員をはじめ、通常学級の担任や特別支援教育コーディネーターが身に付けること。

IV-2 「連携」というキーワードから見た通級による指導

通級による指導には、通常学級の担任と通級指導教室担当教員を始め、特別支援教育コーディネーター、保護者、医療機関、相談機関など様々な役割を担う人々が関わっており、それらが相互に連携し合うことが重要である。以下の図2は通級による指導に関わる連携を図示したものである。

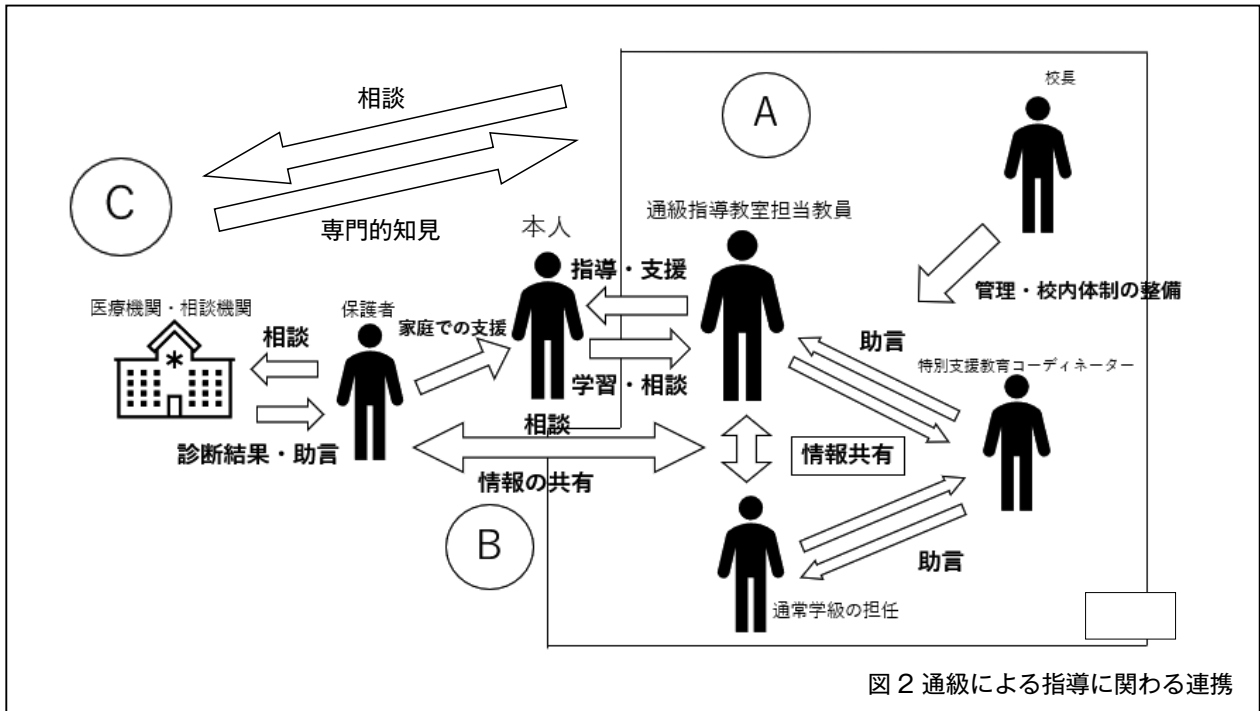


図2では、①、②、③のアルファベット順に、「①学校内の連携」「②保護者との連携」「③関係機関との連携」を示している。

①では、通級指導教室担当教員、通常学級の担任、特別支援教育コーディネーターの三者が情報共有を中心として相互に繋がっている。この三者は校内において通級による指導を主となって行う、または支えていく役割を担う立場である。加えて、校長は三者に働きかけ、校内の連携体制整備や情報の管理を担っている。①の連携は通級による指導そのものに関わる重要なものであり、こうした連携が継続的になされていることで、子ども達の小さな変化や成長、年齢が上がっていくなかで生まれる新たな課題についていち早く気付くことができる。

②では、通級指導教室担当教員及び通常学級の担任と保護者との連携を示している。通級による指導を始めるにあたり、保護者との情報共有は欠かせないものである。面接調査対象者のある通級指導教室担当教員はその日の指導の記録や子どもの様子を独自に工夫しながら保護者に伝えていた。こうした情報共有は、“学校で子どもがどのように生活しているか、どのようなことに困っていて、家庭ではどのように支援すればよいか分かる”“子どもの頑張りが成長を知ることができる”という、保護者にとっての安心に繋がるだろう。

③では、医療機関や相談機関など関係機関との連携を示している。通級による指導を受ける児童及び生徒の状況は様々であり、就学前からの医療機関や相談機関を訪れ、診断や検査の結果を既に得ている場合もあれば、就学後に子どもに困り感が生まれたため指導を

始めた場合もある。こうした様々な状況があるなかで関係機関との連携は、初めて通級による指導を受ける児童及び生徒、その保護者を支えていくという点で大きな役割を果たすと考えられる。また、通級指導教室担当教員にとっても関係機関との連携は、専門的知見に基づいた助言をもらったり、対象児の実態把握に役立ったりと欠かせないものとなっている。“チーム学校”として、学校、家庭、地域、福祉、医療などが密接に関わり、協力して子ども達を育てていくことが求められている。

ここまで、学校内の連携、保護者との連携、関係機関との連携について述べてきたが、行った調査の結果から筆者はそれらに加えてもう一つ通級による指導において重要な連携があるのではないかと考えた。「通級指導教室担当教員同士の連携」である。表7のDも述べているように、通級指導教室の運営は通級指導教室担当教員の采配に任されている場合が多い。また、調査を行ったなかで同校内に複数人通級指導教室担当教員がいる学校はなく、一校に一人もしくは一人が複数の学校を巡回している状況があった。指導の場で何か分からないことや悩むことがあっても、具体的な解決方法を詳しく相談できる同じ立場の教員が周囲にいないという環境は、通級指導教室担当教員、特に初めて担当することとなった教員が孤独感を抱いてしまいやすい状況だと考えられる。

こうした状況を変えていくためにも、通級指導教室担当教員同士の連携を深めていく必要がある。ICT等も活用し、定期的にオンライン上であってもよいので定期的に顔を合わせて情報共有や困っているケースの相談などを行う機会を増やす取り組みが今後必要に

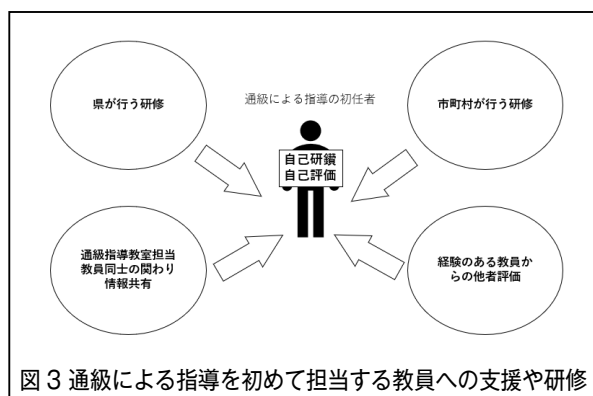
なってくるのではないか。こうした機会が設けられていることで、通級指導教室担当教員が自信をもって児童及び生徒の指導に臨み、自らの指導を評価する、見直すきっかけにもなり、結果的に通級指導教室担当教員の指導力向上につながると考えられる。

IV-3 「通級による指導」をめぐる人材育成

質問紙調査及び面接調査を通して、通級による指導の今日的な課題として最も多く聞かれた課題は、通級による指導を担う人材の育成の強化に関してであった。質問紙調査をおこなった A 県 B 市では、令和 2 年度、通級指導教室担当教員全員が定年退職者となり、対照的に面接調査を行った E 市では通級による指導の経験を積んだ教員がほとんどおらず若手の教員が多いという報告があった。両市の共通点は、“通級による指導の経験を積んだ正規の教員”が不足していることである。以上のような状況があることから、通級による指導に精通した教員の育成は、通級による指導の更なる充実が目指されている現在、急務となっている。

(1) 通級による指導を初めて担当する教員への研修及び評価の機会の充実

質問紙及び面接調査を行った B 市のように、10 年を超える通級指導教室担当教員経験のある教員が初めて通級による指導を担当する教員へ助言を行ったり、悩みや疑問に答えていったりする機会が設けられている自治体もあれば、E 市のように通級による指導の経験が少ない教員が多く、経験のある教員が引き続き指導を担う場合が少ない状況の自治体も存在する。A 県では通級による指導を初めて担当する教員に対して研修の機会を設けており、各自治体でも研修の機会が存在するものの、自治体によってその充実度には差があるようである。今後更に通級による指導を初めて担当する教員への研修を充実させていくためには、これまでの研修に加えて、各自治体内で通級による指導の経験を積んだ教員がアドバイザーのような役割を担い、定期的に指導に関する相談や評価を行うこと、そして通級指導教室担当教員同士が情報共有する機会を設けることの 2 点が必要であると考えられる。



左記の図 3 のように、県や各自治体が設ける研修に加え、経験豊富な教員から初心者へのメンターの支援、通級による指導担当教員同士のピア支援が制度化されていけば、「何から行えば良いかわからない」「自分の指導が通級による指導として適しているものなのか分からない」「通級による指導の専門的な事柄について相談できる教員が周りにいない」といった、現場の教員の不安や困り感を軽減させることができるのではないかと考えられる。

(2) 通級による指導を中核的に担っていく人材の育成

(1) で挙げた、通級による指導を初めて担当する教員への支援と同様に、通級による指導の高い専門性をもった教員の育成は、これからの通級による指導において必要不可欠な課題である。現状、通級による指導の専門性は、教員自身が、各種の研修を受けつつ経験を積み、試行錯誤を重ねて高めていくものとなっている。質問紙調査を行った B 市では、面接調査の対象者である教員が市の研修会の講師を務めたり、文書によって現場の通級指導教室担当教員から寄せられた相談や疑問に対応したりといったことを行っていた。このように面接調査対象者の通級指導教室担当教員は B 市の通級による指導の中核的な人材であると言えるが、本教員は定年退職後、臨時的任用教員として勤務しており、5 年以内には退職してしまう。そのため、B 市の通級による指導を中核的に担っていく後進の人材育成は急務である。しかし、通級による指導は専門的な免許が必要なものではなく、通常学級の担任と同様に異動があるため数年で教員が代わってしまうことも多い。通級による指導の専門性が経験を積むことで高まると言うのであれば、継続してして通級による指導を経験していく必要があるが、現状では長期間の経験を積むことが難しい。その理由は、教員の異動の他にも以下の事情が考えられる。

- ①教員自体が不足している状況の中で通常学級の担任を確保することで精一杯であるため、通級指導教室を担当する有為な人材が大きく不足していること。
- ②どうしても、“学校の主体は通常学級”という意識があることや通級による指導そのものの意義や魅力があまり浸透していない状況があること。
- ③“経験を積むことによって通級による指導を中核的に担う人材を育成する”というシステムが整っていないこと。

特に、③の中核的な人材育成のためのシステムの構築は、通級による指導を担う人材の育成の大きな土台となる部分である。この土台をしっかりと固めることで、教員が経験を積み重ね、通級による指導の専門性を身に付けていくことができる。人材育成のためのシステムを各自治体が整え、途切れなく通級による指導の中核的な人材を育成していくことが今後ますます求められていくだろう。

V. まとめ及び今後の課題

「IV. 考察」では、「III. 結果」までの調査の結果をもとに、「個別的教育支援計画の作成と活用」「通級による指導における連携」「研修の機会、人材の育成」の3観点から、今後通級による指導がさらに充実していくための取り組みについて考察した。保護者や児童及び生徒からのニーズの高まりに伴って通級指導教室の規模は全国的に拡大しているが、そのなかで多くの課題も抱えている状況がある。特に人材の育成に関しては、通級による指導を受ける児童及び生徒それぞれに寄り添って、その子の成長に寄与できるような指導を行える人材を育てていく必要がある。

今回、A県の5市を対象に質問紙調査及び面接調査を行ったが、A県はもとより全国の通級による指導の現状をすべて把握しきれたとは言い難い。また、面接調査の対象者は、それぞれの地域で精力的に通級による指導を行っている教員であり、「どのように指導すればよいか分からない」「どのように子どもの実態を把握して課題を設定すればよいか分からない」といった不安感や困難さを現場で抱えている教員の実情については直接聴取することができなかった。市町村ごとで通級による指導を取り巻く状況が異なっていることが調査によって分かった以上、今回調査を行わなかった自治体や人材育成の課題で挙げた初任者の実情についても調べていく必要がある。

通級指導教室は、ただ通常学級のなかで問題を抱えている子どもを取り出して指導する場所ではなく、また通常学級における学習の遅れを取り戻すためだけの場所でもない。子ども達が安心感と自己肯定感をもって生活していくために成功経験を積む場所であり、子ども達が自分の力で一人一人の課題を克服し、成長していくためのきっかけを作る場所であると筆者は考えている。そのためには、通級指導教室の現状を丁寧に把握し、ここまで述べてきたような通級指導教室の課題について今後も検討し改善策を考えていくことが求められるだろう。

VI. 参考文献

- 藤井和子 (2015) 通級による指導に関する研究の動向と今後の課題 - 自立活動の観点から -. 特殊教育学研究, 53(1), 57-66.
- 藤川雅人¹, 石井尚美, 落合正彦, 佐藤貴宣, 柳沼泰子, 藤井和子 (2015) 通級指導教室担当教師と通常学級担任との連携 - 連携の実態と情報交換の方法との関連性を中心に -. 特殊教育学研究, 53(3), 165-174.
- 藤川雅人², 落合正彦, 佐藤貴宣 (2015) 通級指導教室担当教師における職務特性と職務満足感との関連 - 通級指導担当経験年数に着目して -. 発達障害研究, 37(4), 362-370.
- 石田祥代, 北島善夫, 宮寺千恵, 真鍋健 (2019) 学校教育の各現場で求められる特別支援教育の今日的な課題: 1. 千葉大学教育学部研究紀要, 67, 97-103.
- 宮寺千恵, 石田祥代, 細川かおり, 北島善夫, 真鍋健 (2018) インクルーシブ教育における教育課程ならびに指導法の現代的課題 - 通常学級, 通級指導教室での支援を中心に -. 千葉大学教育学部研究紀要, 66, 113-120.
- 文部科学省 (2017) 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性のある段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～.
- 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領解説総則編.
- 文部科学省 (2018) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知). 大阪府, 2018, http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/6686/00300767/monka_tuuti_2524.pdf (2021年11月25日最終アクセス).
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2020) 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド.
- 田中裕一 (2019) 新版「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック. 東洋館出版